

深刻な消費者被害を防ぐために

玉縄地区の皆様へ

鎌倉市消費生活センター

消費生活センターは、市役所の1階、正面玄関自動扉脇で、平日の9:30から16:00まで市民の皆さんから 悪質商法、借金の返済、商品の苦情などの相談を受けています。

市民の皆さんの中には、消費生活センターをご存じなく、消費生活の中で困ったことがあっても、特にどこにも相談しない、どこに相談したらいいか分からない、という方がいらっしゃいます。

ぜひ消費生活センターにご相談ください



上の絵柄で、冷蔵庫などに取り付けられるマグネットステッカーを用意しています。地域でご要望があればお送りします。

また、消費生活センターでは、ご町内のいろいろな集まりに、どこへでも、何人の集まりへでも、お声掛けいただければ講師を派遣し、深刻な消費者被害などのお話をしています。お気軽にご利用ください。